第四章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定

（積立て）

第三十四条の二　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「機構法」という。）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（以下単に「廃炉等実施認定事業者」という。）は、毎事業年度において、機構法第五十五条の九第二項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち将来実施する炉心等の除去に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を特定原子力施設炉心等除去準備引当金として積み立てなければならない。

第五章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定

（積立て）

第三十四条の三　廃炉等実施認定事業者は、毎事業年度において、機構法第五十五条の九第二項の承認を受けた取戻しに関する計画に定める金額のうち将来実施する炉心等の除去に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を特定原子力施設炉心等除去引当金として積み立てなければならない。

（取崩し）

第三十四条の四　廃炉等実施認定事業者は、前条の規定により積み立てられた特定原子力施設炉心等除去引当金の前事業年度末の残高から炉心等の除去に要する費用に充てた金額又は積み立てる必要がなくなった金額を取り崩さなければならない。

第六章　費用勘定

第七章　消費税等

第八章　雑則

別表第1（第3条関係）

（1）　固定資産

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	機構法第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第44条第2項の請求又は求償及び平成23年8月26日の閣議決定「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」に基づく求償の支払いに係る部分（以下「除染求償関連資金交付金」という。）を除く。以下「資金交付金」という。）の未収金を整理する。
廃炉等積立金	機構法第55条の3第1項に規定する廃炉等積立金（同法第55条の4第1項の規定によりその額が算出される廃炉等積立金をいう。以下同じ。）を整理する。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第四章　費用勘定

第五章　消費税等

第六章　雑則

別表第1（第3条関係）

（1）　固定資産

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第44条第2項の請求又は求償及び平成23年8月26日の閣議決定「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」に基づく求償の支払いに係る部分（以下「除染求償関連資金交付金」という。）を除く。以下「資金交付金」という。）の未収金を整理する。
	［新設］